

んだというところにやっぱり一回立たないと、これはもう大変なことになってしまうと私は思うんですよ。今回の最終日提案のことを言ってるんじゃないんですよ、私は。そこは合意になるんでしょ、多分、そう期待してますから。そうではなくて、もう少し違う視点がこの比較表を見ても見えるんじゃないか。だから私は今回歳出だけの問題で言ってますから、そこでは扶助費のところもそうだと思う、なるべくしてもらいたくないけど。だけど、繰越金のところもそうだと思う。普通建設事業、単独事業のところもそうだと思うんですよ。そういったところにやっぱりもう少しちゃんとした目を向けていかないと、私は大変な事態を迎えるのではないかというふうに思うんですよ。

特に、過日の一般質問で蒲生光男委員の質問に関連して財政課長からいただいた平成17年度の置賜3市5町の普通会計の決算状況ですね、これを見てみると、人件費でいえば長井市は市はおろか町以下ですよ。国家公務員との指数と言われているラスというふうなところをとって県内最低でしょ。こういう状態があつて、その上またというふうになるのかというところを本当心配するわけです。そういうことのないように、私はもっと全体を見てこれからは対応する必要があるんだろうというふうに思うんです。そのために今、多分自立経営対策室でしたか、で検討されているんだろうと、こういうふう思うんですが、そういうことじゃないですか、市長、どうですか。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 言葉が足りなかったのかなと、先ほどの答弁は。私はそういったことも含めて言ってるつもりなんです。もちろん市民サービスどうのこうのと言いました、扶助費の部分とかですね。あと、それ以外にも繰り出ししております特別会計の部分、例えば公共下水道とか、これは特環、このまま突き進んで本当にもつの

だろうかという部分と、あと、なかなか難しいんですが、一部事務組合の部分ですね、これをり手つけられないということじゃなくて、やっぱり手をつけていかないと残念ながら長井市だけはもうもたないと。長期的に見ればそんなに悲観する必要ないのかもしれませんが、本当短期的に、とにかく財政赤字をそういった事態を招かないように何とかこれを回避するべく今、頑張っているところでございますけども、このままで行ったら財政赤字というのはどうしても避けられなくなってしまうなという危機感が非常にあると。ですからあらゆる面でこれは見ていくんだという考えでございます。

○安部 隆委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 わかりました。ぜひ、やっぱりやりやすいところから、しかも即効性のあるところから、そこにだけぎゅっとやってしまうというふうなことは私は避けていくべきだというふうに感じます。私どももというよりも、私もこの財政の中身については不勉強なところがいっぱいありますから、勉強しながらこれからも議論させていただきたいと思っております。今回歳出でありますけれども、お互いにその面では一緒に考えながらやっていくことで、よりよいものを目指していくということで私も頑張っていきたいというふうに思っていますので、これからもそういう意味では議論におつき合いをいただきたいというふうに思います。終わります。

+

### 蒲生吉夫委員の総括質疑

○安部 隆委員長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 通告しております3点について順次ご質問を申し上げたいと思ひます

ので、今回通告しているのは、さほど全体的に難しい問題ではないわけでありますので、11時10分ですが、できるだけ午前中ぐらいで終わるように質問したいというふうに思っております。

最初に通告しているのは、長井市情報ネット贈収賄事件と情報セキュリティ基本方針についてということでありますけれども、もともとJANの事業というのは、私、ずっと資料を持ってるというふうにこの前の一般質問で言っているわけですが、県が進めようとしていたのは1993年からなんです。情報交流事業としてニューメディア・コミュニティとして進めようとしたのは最上地域と酒田地域と長井なんです。ハイビジョン・シティ実行計画として鶴岡市などが実施し始めたんですね。テレピア事業として、この事業はケーブルテレビの事業ですね、この部分というのは米沢広域都市圏計画、テレピア計画として、これがいわゆる米沢地域として、南陽なんかもエリアに入ってる部分ですね。ケーブルテレビとして地元のカメラマンがいて、例えば高校野球の置賜の予選だとか、そういうところまで含めてケーブルテレビで放送するような事業をしてきたんです。そういう意味では、そういう経過があって長井はニューメディアを選択したということなんです。

どういう背景があったのかと検討していきますと、一番最初、やっぱりファクス事業なんかも入っていくんです。そのファクスの機器をまず販売するのに何をしてきたかということなんですけれども、1つは商工会議所、団体として役員に入ってもらったんですね。それとJAが入ってる。今はJAと呼んでますけれども、かつては長井市農協と西根農協というそれぞれ単協でしたので、役員が入ってるんです。

どうしてそこが今回の問題と関係するののかということですが、そのときからずっと役員体制の変遷、変わり方を私、表にしてみました。ずっと役員が変わってるんです。出資比率も変

わってきてるんですね。準備段階の平成5年の5月11日のときっていうのは、出資依頼構成という格好で行政が37.8%、民間が62.2%、平成5年の8月の出資構成では行政が41%、これは実際出資構成をしたものですね、民間が59%というふうになって、ここがいわゆる出資比率として全体を構成してきた出発のときの出資比率なんです。そのときというのは、さっき言ったように商工会議所やJAさんや、または準備を進めてきたストウヤさんですね、機器をまず入れる、売る、この体制をこの役員体制の中でつくったというふうに考えられるんです。

その後ずっと変化をしてきて、要するにうまみがなくなってきたところはこの役員の体制から抜けていくという、こういう体制なんです。なので、今、17年度の6月28日のところなんですけれども、取締役会長にかつて助役だった長谷部宇一さんがなっていて、監査役のところには収入役であった佐藤義夫さんがなってくるんですね。役員もずっと減ってきてるんです、そこで。

ここでどういうことを言いたいのかというと、最終的には行政が全部責任を負う、こういう体制になっていることが感じられるんです。簡単に言うと、今、副市長が役員になってますね。この全体の役員体制がそうなんですけれども、ほとんど行政の長が、いわゆる内谷市長が言って、采配できる役員構成になってるんです。これは最近でなくて、しばらく前からそういう体制なんです。発足当時は取締役会長として平恒夫さんがなってるんですね。社長は竹田廣次さんなんです。じゃあ、ここで実際仕事を采配していたのはだれかというところが一番問題なんだと思います。この役員体制ずっと見ていくと、キーマンになっている人が1人ずついるんです。この会社を技術的な面から支配できる人間というふうに呼んだ方がいいと思うんですけれども、役員体制の支配は市長ができる、だけど、仕事

の方の支配は、この役員の中いわゆる常勤している人間が1人ずついるんです、ずっと変化を見ていきますと。私は、もともとこの事業が公的なところが全部担っていくには、これは大変な事業だなというふうに思ってるんですね。ただ、こういうふうに入らなければならなかったのは、日本IBMととても深い関係があって、機器の導入もそうなんですけども、全部そういう形で、当時だれがどういうふうにしてきたかというのは、言ってる役員体制と経営状況の報告としてあったやつをずっと私、資料見てきたんで、わかるんです。

そこでお聞きするんですが、仕事の長井市の仕事をJANの方で随意契約したところというのがやっぱり問題になってるんですね。今回の事件の中で、その見返りにどうこうしたという部分。けども、私は今、役員の変遷のところをちょっと言ったように、中身は市長が役員のところを一程度支配する、実権に握っている。受ける方の今、新野副市長になってるわけなんですけども、受ける方の団体の一程度の権限は社長でなくても新野副市長が握ってるんだと思います。そうやって握っているという言葉は正確でなければ、意思が通じ合える状況にあるというふうに私は思ってるんですね。そういう意味で、そうであるのかどうかというのは私、わかりませんよ。まずそこを市長にお答え願いたいんですね。多分JANの方の役員に就任するように言ったのは、市長が言ってるんじゃないかと思われるんだけど、筆頭株主ですから、市が。そこはどういうんですか。契約の関係でいくと代表でないからいいんだというふうになるかもしれないけれども、意思が通じ合える状況に私はあると思うんですね。そこはどうでしょう。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私は、正直なところ就任してまだ半年なんですけども、JANについての私が例えばこうし

ろああしろというようなことは全然言っておりません。目黒前市長のときにはどうだったかわかりませんが、いわゆる我々市長、例えば副市長もその業務の内容については、これは民間の業務ですからわからないと。ただ、筆頭株主が行政だという責任から会長して今まで送ってたんだろうと。実質的には代表権を持っている社長がすべて運営、経営方針も含めてやってたのではないだろうかと思っていました。

ただ、これからは、私としてもJANに対する期待、地域の情報化を進めるという意味で、これはやっぱり半分以上市が持っているわけですから、その立場から行政として市民のために資するような部分があるんじゃないかということで、副市長に就任いただいたときは代表権を持った会長ということでいろいろ役員の中で検討して一応やっておりますが、具体的にはこれからというやさきの事件でございました。以上です。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 社長に就任している人というのは就任している時期も含めて長くないんですよ。社員であって、中身が一程度理解されていて社長になってるという人でないんですね、それでなってる人はずっと。これまでずっとそうです。その意味では、そのことを表現する言葉、17年度の事業概況報告の中にこういう言葉が載ってるんです。このとき社長だった人の言葉ですね、黒澤栄さんっていう方の、これは17年度のですから。「専門用語を理解することがまだできていないため日々四苦八苦しております」と、こういう言葉が総会の資料の中に載ってるんです。じゃあ、どうしてこういう人が社長になるのかなと、私は実権握ってる人だと思ふのよね。そういう資料が今、正確に読んだんで、あるんですよ。これは別に、だから黒澤栄さんだけでなく、これまでの社長っていうのは、やっぱりこういう状態だったのかなと

+

いうふうに思うんですね。

ならば、だれが本当に実権握ってきたのかというふうになると、発足して平成10年あたりの資料を見ていきますと、日本アルカディア・ネットワーク株式会社からというふうになっているんですが、肩書はですね。要するに社員の中から選んだ常務取締役だというふうになっているんですが、平成10年の6月2日の平成9年度経営状況説明書の中に。けども、五十嵐さんという方はもともと所属していたのは、いわゆる日本IBMの東北の何かをしていたんですね。その意味では、その当時は彼が中身は全部わかりますし、したんだと思います。社長は別にいたわけけれども、代表取締役社長は平恒夫市長がなっていて、代表取締役が鈴木昭さんとJ Aの方の代表の方がなっておりますね。

いや、私、こういうふうに見てきたのはどうということかという、本当に社長になっている契約をする代表ですよね、精通している者がなっていないんでないかという気がしてしょうがないんですね。ならだれが実権を握って仕事をするのかと。名目的には社長って名前がついてる人ですね。そこが一番私はこの組織の問題だというふうに思っていて、一程度の就任のお願いするのも出資者の一番であるやっぱり新野副市長さんだと思いますけども、ここが一番問題だと思うんですけど、どうでしょうか。

○安部 隆委員長 内容重治市長。

○内容重治市長 蒲生委員がご指摘の部分が私もそのように感じられます。これはJ A Nに限らず長井市がかかわるそういった、第三セクターとは言いませんけども、ほかにも事例があるんじゃないかと。いわゆる本当に専門家、学識経験者とかそういうことじゃなくて、その当時のやはり首長のいろんな絡みで、必ずしもそういう報酬を伴う役員に適任者を充てているかどうかというのは疑問があるんじゃないかなと私も感じております。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 当初は、この役員に就任していた人というのは、常勤でなければほとんどボランティアだったんだと思います。けども、14年の6月19日の株主総会のときに役員報酬の改定を決定してるんです。第3号議案として役員報酬額の件を可決と私のメモに書いてあるんですが、将来、業績が回復した際、常勤役員がふえた場合などを考慮し、役員報酬限度枠として次のとおり改定する。現在360万円だったものを1,000万円にしてるんです。これも資料の中に書いてあったやつですから総会時の資料から引き抜いたわけですけども、そういう意味では普通に経営するのであれば私はそれでいいんだと思います。けども、さっき市長答えたように、例えば第三セクターですと地場産業振興センターがそうですね、そこの事務局長も大体市長の人事権の中で配置するんだと思います。一程度、地場産業振興センターの理事会を構成してるけども、ほとんど市長が采配できる部分だと思います。

随意契約というのは必ずしもその部分がいかに悪いかというのはあるわけですけども、そういう関係っていうのはあるですよ。例えば需要開拓事業なんていうのは、補助金の中でそのメニューも組まれていますけども、本来は委託料として組むべきでしょ、需要開拓事業なんていうのはね。できる場所があれば広くすればいいわけで、ただ、やっぱりそこは市と地場産業振興センターというのは意思が通じ合っているというふうに私は考えて多分間違いないんじゃないかと思うんですね。そういう意味では目黒市長になってからこうなんですよ、役員のところの肩書がなくなってんですよ、資料の中に、私がもらっているのは。それ理由ははっきりしてるんです。要するに最先端の技術を駆使してやる会社なので、内部の経営状況なども正確に議員の皆さんに報告するという事は公開す

るということだから、それではこういう同じような会社をやっていると競争するにうまくないと。だから決算の詳細については資料は控えさせてもらいたいということで、ここから後がないんです、私らの資料は。それ以前は全部ありました。それはそういう意味では私らの手の及ばないところになってきたというふうに思うんですね。

肩書はわかりますよ、この名前見ればどこの出身かというの。けども、その辺からは特に役員として社長を退陣した人を相談役として役員構成の中に入れていくんですね。17年の総会では、今度相談役だった人を顧問という名前にして改めて社長だった人が退陣して、黒澤さんになるときですね、相談役としていくんですね。それも役員構成の中に入れていくんですよ。そこというのは、そういう人事の配置というのは筆頭株主である市の首長が私はできる部分だというふうに考えてるんです。だからそういう経営方式っていうのはもともとやっぱり問題があるんでないかと。できれば、続けるんであったら、こういう経営が今、民間でちゃんとできる場所がありますから市の方を抜いてもらって、逆にこれまでのそういう保証しているやつも多分間もなく終わるんですね。行政的にいろいろかわらなくなると経営やっていけるんじゃないかというふうに感じているんですけども、いかがでしょうか。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

確かに蒲生委員おっしゃるような考え方もあると思いますし、しかし、市が51%持っているという事実は事実でございますので、債務がなくなったといっても、本当にその時点でもうまるっきり市じゃなくて株式会社としてやった方が適切なのかどうかと、その辺はぜひ議会の皆様からのご意見をいただきながら判断してまいりたいと思っております。現時点では、まだそこ

はちょっと時期尚早かなというふうに思っております。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 庁内の電子化を進めるということでやってきていて、大変重要なことだと思いますが、電子化を進めるには道具が要るんですね。要するに物をつくるには生産手段が要るわけですから、その道具はパソコンなんだと思いますね。

企画調整課長にお聞きしたいのは、現在パソコンが庁内には3種類あると思うんですね。備品として購入した分、これが何台あるか、消耗品をそちこちから集めて購入した分、何台あるか。それと電子化すると言いながらパソコンの台数が圧倒的に少ないようで、個人のものを庁内に持ってきて仕事をしているという部分ありますね。高橋孝夫議員の質問の後、こういう「情報セキュリティ基本方針」と、それに基づいてできた「情報セキュリティ対策基準」というのを企画調整課長からもらいましたので、これ読みました。個人のパソコンはこうすべしというところまで書いてある部分があるんですね。

さっきの台数と持っている台数も含めて一般職の職員の人数に対してどの程度の比率が入ってるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。ほかの市町村では1人1台になってるんですよ。長井は多分10年近く遅いでないかという感じがするんですけど、どうでしょうか、そこは。

○安部 隆委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 蒲生委員の質問にお答え申し上げたいと思います。

高橋孝夫議員の一般質問でもお答え申し上げたとおり、情報資産についての調査というのをセキュリティポリシーができてから行っております。直近でありますと、とりあえず今、資料として残ってるといえますか、押収された以

外で残っている部分であります、18年度現在では全体のパソコン数としては346台であります。職員が292名ですので、パソコンは一見すると多いというふうな感じに見られますが、セキュリティポリシーにありますように、みらいねつとといいますか、庁内のネットワークにつながることができないタイプ、言ってみれば大変OSが古くなったりして、あと保守も切れてると。具体的に言えばウィンドウズ95であるとか98であるとか、そういうパターンのパソコンもまだありますんで、それが173台、ちょうど半分の数字であります、あります。全体的にはそういった中身の構成になっております。

情報資産の調査の際は、備品でありますとか消耗品でありますとかという調査はしてませんので、私どもの区分としては補助事業、11年度の補助事業で入れた端末であるとかコピーでありますとか、あと私有の端末でありますとかという区別でさせていただいてます。私有のパソコンについては総数で113台であります。このうち、みらいねつとに接続できるというのが43台、あと、みらいねつとに接続は可能ですが、今のところつないでいないというのが9台でございます、数字的にはそういった中身になっております。以上であります。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 一番最初に言った346台と呼んでいるのは、多分地区公民館あたりに設置したやつも全部含まれておりますね。そこは逆に委託してる部分ですから、公民館の中に行くといっぱいあるんですよ。人数よりも多い台数があるんです。要るものか、要らないものかって私もわからないですけども、数はあることはわかりました。数のあることわかってのに、個人のものを持ち込まなきゃいけないというのはどういうことなんですかね。そこはどういうことなんですか。

○安部 隆委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 前の質問で申し上げたとおり、全部が全部みらいねつとに接続できるパソコンではひとつありません。

あと2番目には、例えば補助端末ということで管理者の方に配置させていただいたパソコン等もあるんですが、やはり古くなってきまして故障してくると。でもなかなか直せないとなってくると、個人のものを使わせてくださいというようなことが出てきまして、言ってみれば悪循環というパターンが出てきます。そういったこととか、あと、やはり予算要求はさせていただいてるんですが、十分には今、新しいといえますか、みらいねつとに接続できるようなやつは配備できないという状態でありますんで、どうしても個人持ちをセキュリティポリシーの基準ののつとったタイプでありますと認めているという状態であります。以上です。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 庁内ネットにつなげないやつが173台、先ほど言った数字ですけども、管理職のところにも机の上に置いてる部分が、そうだね、結構年数たちましたので壊れ始めるんでしょう。順番として私は逆だったと思いますけども、そこは要らない部分で、実務をしていくには。実務する機会がないのにメールする機械があるというのは、課長のところでそういう仕事をするわけでないわけですから。

それはいいとして、個人のを管理していくというのは、ここの部分がやっぱり一番問題だと思います。市の仕事をするのに個人のを持ってこないと仕事ができないという状態になってるというふうに思うんですね。セキュリティ対策基準の中ではこういうふうに言ってますよ、個人のものについては。「個人保有のノートパソコンなどを庁内ネットワークに接続する場合は事前に最高情報統括責任者の許可を得ること」と、この最高情報責任者というのはだれがなってるかわからないけども、多

分市長がするしかないのかな、企画調整課長がするのかな。

(「副市長」の声あり)

○17番 蒲生吉夫委員 副市長。これ見る限りでは、持ってきてることはわかってるんですよね。

壊れた場合にどうしてますか。去年でない、おとしあたりでしたか、えらく夏場の暑い時期が、エアコン入ってないですからパソコンが壊れるんですよね。あんまり暖まり過ぎるからパソコンがこれについていけなくて、暑さについていけなくて壊れるというふうになった場合に、その修理または再起不能の場合にはそれをどういうふうに処理してますか。

○安部 隆委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 私有のパソコンについては、個人で対応していただいております。以上です。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 役所の仕事でないみたいだね、とても。そういうセキュリティーのところというのはそうなんですよ、個人のパソコン持ってくれば、いずれ職場を異動したらそこへ持っていくでしょ、個人のパソコンですから。2年に1回ぐらい職場異動しますね、そこへ持っていくますね。それが備品で買ったもんや消耗品で買ったもんやから個人のもんやらというのは、わからなくなるんじゃないですか、そこは。壊れた場合にうちに持って帰りますね。それで仕事してきたわけで、その場合に壊れたところに別のパソコンを買うような体制っていいはないんですか。ボールペンなくなったから書きやすいボールペン一本持ってくるのとわけが違うんですよ、仕事するパソコンというのはね。そこら辺がやっぱり問題だなというふうに思うんですけども、どういうふうになっているんでしょう、各課で。

いや、そこが私は今回の事件の中でやっぱり

問題だと思うんですね。パソコンがなければ仕事できない、けども、役所で買ってない、必要なものを。この後、税務課長に聞きますけども、ちょうどこの事件があったとされる周辺は企画調整課から企画調整課長と内谷昌春さんが2人で税務課に異動したんですよね、そのときというのは。そのときに本当にパソコンが、税務課にあるのかなのかというのは私、わかりませんが、使える機械があるのかどうかというのは。まず最初に、企画調整課長にその分、どういうふうに処理しているかをお聞かせください。

○安部 隆委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 故障になった場合、例えば課長さんのパソコンなんかも相当年月がたってきてますんで、一番やっぱりウイークポイントというんですか、危ないところであります。ただ、先ほどパソコンの台数を申し上げたんですが、パソコンの中でもみらいねっとに接続はできるんですが、まだしてないというようなことで、言ってみれば予備的なパソコンもありまして、それは補助端末でいえば3台なりございますんで、例えば課長さんのやつが壊れたと、故障が出ましたよという場合はこういったものを使わせていただいて、そこはフォローしていくというようなことは取り組んでおります。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 仕事として実務をこなしている部分は、そうやって必要台数は全部あるということですか、個人のものを持ってこなくても。どうなんですか、このみらいねっとにつないでないという部分は、個人のものを持ってきている分が壊れたら、そこに補充できるんですか、できないんですか。

○安部 隆委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 現段階では、個人のものに対して即座に対応ということはできないというふうに思っています。

+

- 安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。
- 17番 蒲生吉夫委員 ですから大体役所の仕事をするのに個人のパソコンを持ってきているか、いないかというのは、今度、税務課長に聞きますが、税務課の方に異動したときに、内谷昌春君と企画調整課長だった中井課長がそのまま2人で異動したですね。そのときにそこにあった機械がというか、多分、新聞によると、そこにパソコンを持って行って仕事をしてたようですね。ソフトも2つ持って行って仕事をしたんだかどうかはわかりませんが、それは小さいからわからないわけですが、そのパソコンが個人のものか、それとも税務課に所属しているものかというのはわかりましたか。

○安部 隆委員長 中井 晃税務課長。

- 中井 晃税務課長 17年の届け出の用紙には、所有区分を明確に書くというところがありませんでしたので、書類上はちょっと判断はできませんでした。ただ、それ以降、18年以降については所有区分を明確に書く欄がふえましたので、その時点では個人持ち、私有のパソコンであるというふうな記述はされております。

また、17年に私と内谷と一緒に企画調整課から税務課に異動したわけですが、それ以前、企画で使っておりましたパソコンは、内谷が使っておりましたのは個人のものであるというのは知っておりましたので、同じようにその個人のパソコンを持ってきて税務課で使用していたというふうに考えております。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

- 17番 蒲生吉夫委員 そのときにソフト2点ということだけでも、それはちょっと警察の調査の問題だから余り関係のない話だ、それやめます。

私、記憶してるのは、税務課のその17年までのところというのは、うまく処理できないでいたというふうに思ってるんですね、特に固定資産税なども。税金を計算していくのに電卓で換

算しなきゃいけないようなこともあったように、当時思い出したんですよ、聞いておりました。その状況というのはどうだったんでしょう、どこがうまくなかったかというのは中井課長行ってわかったと思うんですけど、私は固定資産税のどこかだなと思ってたんですけども、どうですか、そこは。

○安部 隆委員長 中井 晃税務課長。

- 中井 晃税務課長 当時16年度になりますが、補正予算で固定資産税システムの導入のための要件定義の補正予算を提案させていただきました。1度予算可決いただけませんでしたので、次の議会で提案させていただきました。何カ月かおくれたことによりまして作業日程的にかなり厳しくなってきたところがありまして、要件定義作業、こちら側が求めるレベルと会社側でこれがその要件定義の基準を満たすものだというところに多少ずれがありましたので、その作業の突き合わせというのが少し長引いたというところはございます。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

- 17番 蒲生吉夫委員 この部分はこの程度でいいんです。わかったのは、結局は市役所内の仕事が、いわゆる生産手段であるパソコンが個人のもので持ち込まれているなんて、これはとても不可解ですね。普通に考えれば壊れたらうちに持って帰るでしょ、直せばそのデータをまた復活させられるでしょ、だって。そういう機能はあるんですよ。だけど、個人のものですから調子悪くなったりなんかすれば自分で事後処理しろというわけですから、その意味ではやっぱりその部分を考えていくと、今回のこの事件なんていうのは個人にかぶさってくるようだけでも、JANの2人と市の職員の1人に、けども、私は極めて組織的なやっぱり構造の欠陥があるというふうに思うんですけど、市長はそこはいかがでしょうか。

○安部 隆委員長 内谷重治市長。



○**内谷重治市長** 今回の事件と体制というのは直接的には関係あるとは言えないとも思います。ただし、委員おっしゃるとおり、セキュリティの関係あるいは仕事で使うパソコンが私物だったというようなことから考えますと、極めて事務体制としては問題があると。19年度も何とかこれを準備したかったんですが、残念ながら断念せざるを得なかったと。しかし、ここはやはり決断しなきゃいけないなど。ほかの部分を何としても、削ってもここはもう整備していかないと、これからさまざまな問題が生じる可能性があるというふうに認識しております。

○**安部 隆委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 次の件に入ります。

長井市国民保護計画と自衛隊情報保全隊についてというところでありますが、せっかくいいパンフレットとして保護計画をつくっていただいて3月にちょうだいいたしましたので、読ませていただきました。マニュアルに沿った形なんでしょうけれども、この自衛隊情報保全隊というふうにしてるのは、これ朝日新聞だけに書いてあったんですけども、6月7日の新聞に自衛隊の情報保全隊というのがあって、それは自衛隊内部の要するに自衛隊員や、その家族が反乱を起こす、言ってみればクーデターを起こしたりなんかしないように、その芽を摘むためにつくってある組織なんですね、保全隊という組織はそうなんです。それが6日の新聞だけで4つ記事あるんですよ、朝日新聞だけで4つあるんです。

そこでお聞きしたいんですけども、それが市民を調査したという部分が、一般市民をですね、いう部分があるんですよ。主にこの部分に東北の部分だけ書いてあるんです、例として。その中に山形大学の学生について調べた中で、学内に置いたビラ、04年1月、派兵反対は注目された、これイラク派兵の反対のチラシを置いたんですね。全く注目されていないにもかかわ

らず、極めて活動を誇張した内容として調査した結果が情報として入ってきた部分が消されているんです。

私、ちょっと心配になったことがあって、そのころちょうど山大学の学生が学生寮のところでチラシをとったとらないで国家賠償請求を大学当局側にしていた時期なんで、これはひょっとしておらがかかわってるメンバーかなと思って連絡とってみたんですけども、幸いにしてそうでなかったです。別のグループがつくったチラシを調査の中で、要するに持っていったんですね。学内までこうやって入るのかなというふうに危険に感じたところが一つあるんです。

それで、この保護計画によると、かつても質問したときに防災計画と、この保護計画に基づく訓練をしていくというふうに答えてるんですね。総務課長にお答えいただきたいのは、この計画をつくるに当たって自衛隊の幹部、防衛庁長官の任命する人がこの計画の中に策定のために入ったんですね。入っているいろいろ質疑した経過があって、こういうふうにしてできてきたわけですけども、防災計画のときには来賓とか何かというのは多分考えてないだろうと思えますけども、自衛隊の幹部はね。ただ、そういうふうにできるようなものになったことは確かだと思います。

どういう意味かといいますと、第三者の評価をしてもらうというふうに言ってますね、訓練した模様を。そのあたりがこれに書いてあるんですよ、これの28ページの(3)の③のところ客観的な評価をしてもらうというふうにして書いてあるんです。総務課長、わかりましたか。なので、ひょっとしたらこの辺かなというふうに思ったんですけども、どうでしょうか。

○**安部 隆委員長** 平 進介総務課長。

○**平 進介総務課長** お答え申し上げます。

このたびの国民保護計画によりまず訓練の実施、国民保護計画に基づく訓練でありますけれ

+

ども、基本的には地域防災計画、これがありますので、この中の避難訓練を主というふうに考えております。この部分でいきますと、県からもお聞きしたわけですが、自衛隊の訓練参加を要請することなど、すべて各自治体の裁量であるというふうなことでありまして、強制や指導、指針といったものはないというふうなことであります。したがって、長井市といたしましては、国民保護計画に基づく訓練につきましては、これまでやってきました地域防災計画と同様の中でやっていきたいというふうに考えております。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 ということは、自治体が要請すれば、例えばここに書いてあるような客観的な評価をお願いするよということであれば、来賓席だとか、そういうところに来れるような状況にあるという理解の仕方ですね、自治体の裁量ということですから。かつてと変わったのは、そこだと思います、この計画ができることによって大きく市町村で訓練するところが変わったというのはここだと思います。中身が武力攻撃に対応するとなってるからとても仰々しい中身になってるわけですけども、これはマニュアルに沿ってつくったんでしょうからあんまり問題にしないわけですが、これまで例えば音楽隊が来て演奏するだとか、そういうことぐらいだったんですね、米沢なんかよくしてたようですけども。

だけど、そこでやっぱり問題になるのは、その音楽隊の中にも自衛隊の幹部職員がいますし、情報を集める人がついてくるんですよ。この辺でいうと、山形市の自衛隊山形地方協力本部あたりのところに連絡とってするんだと思いますね、山形市の十日町にある。これちょうどこの前、私、山形の方から帰ってくる途中、山地本と書いた黒塗りの車があったですよ。このことを言うんですよ。数字の何けた番号、6

けたぐらいの番号かな、だけで書いてあるようですけども、そういう事態を考えていくと、かなりやっぱり大変なことだなというふうに思いますので、ここだけ自治体として要請すれば来るということですけども、その予定はいかがでしょうか。

○安部 隆委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、現時点では長井市の地域防災計画にのっとり、その中で訓練をしていきたいというふうに考えております。これと同一の形でやっていきたいというふうに思っておりますので、これまで実施してきました各地区持ち回りの地域防災訓練におきましても自衛隊の要請はしてきておりませんので、現時点では自衛隊の参加を要請するというふうな考えは持っておりません。

○安部 隆委員長 蒲生委員、昼食のために暫時休憩しますので、残り10分ほどありますけども、午後からにさせていただきたいと思います。

それでは、昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○安部 隆委員長 それでは休憩前に復し、午前引き続き会議を再開いたします。

それでは、蒲生委員の質疑を続行いたします。

なお、蒲生委員に申し上げますが、蒲生委員の持ち時間は残り10分となっておりますので、1時12分ということでお願いしたいと思います。17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 3番目の項に入りたいと思います。

各種選挙投開票事務従事者のあり方について

ということで、総務課長というふうにしておりますけれども、選管事務局長も兼務をしておる関係でそういうふうにしておりますが、きょうは「平成16年7月11日執行参議院通常選挙の選挙の記録」というのを資料として持ってきております。市議会議員の選挙終わったばかりで、また続いて参議院選挙の準備に入っているので選管事務局の方、大変だなというふうに思いますが、今回投票の参議院選挙に絡んでですけども、本当に投票事務というのはえらく時間がかかりますし、大変だなというふうに思いますし、主にやっぱり職員が当たってるんですね、投票も開票もですね。

そういう意味では職員がどんどん少なくなっている時点で、いずれやっぱり職員以外でしなければならない部分というのは出てくるんでないかなというふうなことを考えております。特に投票時間が午後8時までになりましたね。遅くなって、特に国政選挙、比例と、例えば参議院選挙では県選挙区というふうに見ていくと、うんと遅くまで時間がかかるので、ならばやっぱり投票事務と開票事務は、ほんの一部の人は重ならざるを得ないですけど、事務局の本当に中心になってる部分は、けども、基本的にはやっぱり別々の人で投票事務と開票事務をしていかないと、仕事の時間としては、両方すればもうえらい時間になるわけでしょう。選挙の投票の準備から始めれば、もう6時半までには行って準備をして、参議院選挙であれば多分終わるのが午前1時か2時か、全部片づくにはやっぱり3時ごろになるかのどうかはちょっとわかりませんが、そういう意味では、やる方としては19の投票所をそっくりどこかをまず委託してみるといことも一つ考えられる方法だと思います。

それが法的に可能かどうかということがまず一つあると思いますので、そこについてまずお答え願いたいことと、あと3年前の記録でいき

ますと、投票事務の従事者が総数が173人というふうになってるんですね。臨時職員は8人だけで、ほかは職員だというふうに思います。それと開票事務従事者は総数が88人、これ全部職員だと思います。私、開票事務は難しいかなというふうに思いますが、少なくとも投票事務従事者の方の職務代理者や庶務担当、ここはそれなりに責任が重いし、庶務担当はそれなりの最後に投票箱持っていったりなんかする仕事があるわけで、それ以外のところはやっぱり全体の半分ぐらいは市の職員でなくてもできるんでないかというふうに考えるんですが、それも事務職員として雇ってる部分が臨時の職員いるわけですから、そういう方法もあるのではないかと。法的にはそこだつて問題ないと思われるんですが、いかがでしょうか。

○安部 隆委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答え申し上げます。

最初の投票事務について、一つの投票所をそっくり団体に業務委託できるかどうかというような法的なところというふうにお聞きしましたが、投票所には投票管理者、投票立会人、職務代理者等の投票事務を行う者、これらがいるわけですが、これらについては選挙管理委員会が選任するというふうになっておりますので、こうした関係から団体に業務委託するということにはならないというふうに思います。

それから、全体の半分、投票事務の半分、これを臨時でできるかどうかというふうなことでございます。公選法上は投票事務を職員でなければならないということにはなっておりません。先ほど申し上げましたように、投票事務、そして開票事務については選挙管理委員会が選任した者が行うというふうになっておりますので、職員との位置づけにはなっていないようであります。ただし、これまで職員でやってきたというふうなことの理由につきましては、選挙において適正かつ公平に執行されなければなら

+

ないということは当然のことをございまして、その意味において政治的中立性が要求されるということで、地方自治体の職員が携わってきてというふうに認識しております。以上です。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 この資料の中の事務局という欄に所属する人の中にどうも臨時職員がいるようですね、8人ほど。ここの人たちというのは期日前投票の投票所がありますね、それも毎日8時まであけてるわけですね。そこに大体こういう臨時の人がいるのではないかと思われる、主にね。あと、ほかの事務の方にもいるんでしょうけれども、その意味では事務そのものは極めてそういう形は臨時職員として雇っているわけですが、こういうスタイルをとっていかないと職員だけでは私はもたない時期が間もなく来るのではないかと思うんですね。

投票所ごとにずっと見ていくと、職員は別に地域限定して採用してるわけでも何でもありませんから、いないところもあるわけですね、市の職員がいなくて。ほかからいずれ来るわけですね。私は政治的な中立性だとか何かって考えていけば、その人たちが推薦できるような人、結構いるんですよ。こういう投票事務なんかしたことない人というのは、県職員の退職者なんてないですから、こういう場面はね。国家公務員はもちろんそうですけども、例えば市役所を退職した人だって若くて仕事してる人ももちろんいますし、私は投票事務と開票事務はできるだけやっぱり別々にされるような体制をとる必要があると。こういう可能性というのは、うんとできる可能性が高くあるんじゃないでしょうか。

○安部 隆委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答え申し上げます。

確かに職員数が減少していく中で投開票事務に従事する職員を求めていくというのは非常に大変な状況になってきつつあります。そうした

関係で、今後の話になりますけれども、職員以外の者も選任できるというふうになっておりますので、そうした可能性も探っていく方法は必要かと、これからも検討する必要はあるというふうに思います。ただし、先ほども申し上げましたように、選挙における適正かつ公正性が担保されなければならないというふうなところが当然求められておりますので、その分をどう担保していく、確保していくかが課題というふうに考えております。投開票事務を分けて職員に担当してもらうというのは大変いいことですので、そうした方向に向けても今後考えていくときが来るというふうに思っております。

○安部 隆委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 あと1点で終わりますので。

この前の統一地方選挙のように、白鷹町みたいに1票差で当落が決まるような、こういう選挙から始めるのはえらく大変だと思います。できればそういう選挙でないところから始めていくという。例えば、だから各選挙区に1人ぐらいずつでも入れていただとか、今ちょうど参議院選挙間もなくあるわけで、告示まであと短いわけですが、今、頑張って入れてるところだというわけですから、終わったんですか。1人ぐらいずつまず入れていくという。国政選挙みたいなのは、かなりそういうところはいいんではないかなというふうに思いますが、今回の参議院選挙は全部埋まりましたか、もう。

○安部 隆委員長 平 進介総務課長。時間ですので、簡潔にお願いします。

○平 進介総務課長 はい。通常お願いしております臨時職員については、面接は全部終了しておりますので、今後の課題というふうに考えております。

## 町田義昭委員の総括質疑